

件名	令和8年度 大井川広域水道用水供給事業 水質検査業務委託				
委託箇所	島田市相賀地内	金額		委託期限	令和9年3月31日まで
費目	単位	数量	単価	金額	摘要
水質検査業務委託費					
基準項目浄水(52項目)	検体	3			項目名は、別紙2-1参照
基準項目原水(40項目)	検体	12			項目名は、別紙2-1参照
PFOS及びPFOA	検体	48			
管理目標設定項目浄水 (7項目)	検体	1			項目名は、別紙2-2参照
管理目標設定項目原水 (5項目)	検体	1			項目名は、別紙2-2参照
管理目標設定項目農薬類 (115項目)	検体	2			詳細は、別紙2-3,2-4参照
クリプトスポリジウム・ジアルジア	検体	8			
大腸菌(定量)・嫌気性芽胞菌	検体	8			
業務委託価格					
消費税相当額					
請負業務委託費					

令和 8 年度  
水質検査業務委託  
仕 様 書

静岡県大井川広域水道企業団

## 第1（基本事項）

### 1 目的

本委託業務は、「令和8年度 静岡県大井川広域水道企業団 水道水質検査計画」に従い実施される水質検査業務の一部を委託するものである。

### 2 適用範囲

本仕様書は、静岡県大井川広域水道企業団（以下「甲」という。）が委託する「水質検査業務委託」に関し、甲及び受託者（以下「乙」という。）が遵守すべき事項を示すものである。

### 3 業務の委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

## 第2（一般事項）

### 1 法令等の遵守

乙は、業務の遂行にあたり関係する法令等について、これを遵守する。

### 2 機密の保持

乙は、業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

### 3 検体の受渡し場所

相賀浄水場管理本館1F 水質試験室

### 4 再委託の禁止

検査業務の一部又はすべてを第三者に再委託することを禁止する。ただし、やむを得ない事情により検査ができなくなった場合は、甲に速やかに報告し、対応を協議すること。

### 5 手続き等

乙は、業務の遂行上必要な手続き等は、乙の負担で行う。

### 6 疑義について

この仕様書に定めのない事項、又はこの仕様書について疑義が生じた場合は、甲乙協議する。

## 第3（検査項目）

### 1 定期の水質検査

#### （1）検査項目及び検査頻度

水道原水及び浄水に係る水質基準項目、水質管理目標設定項目、クリプトス

ポリジウム・ジアルジア及び指標菌の水質検査を行う。

委託する検査項目及び検体数の詳細については、別紙 1 及び別紙 2-1～2-4 を参照のこと。

#### (2) 採水日程

別紙 1 のとおり。採水については、甲が行うものとする。検体受け渡しの詳細な日程については、契約後に通知する。

#### (3) 試料容器の準備

ア 乙は、別紙 1 の検査項目及び検体数分の採水容器を採水日の前日までに甲に用意すること。

イ 採水容器の洗浄については、乙の責任において充分に行う。

#### (4) 試料の受け渡し

検査試料は原則として採水当日（水道原水及び環境水の検体については、この限りではない）、相賀浄水場管理本館 1F 水質試験室において受け渡すものとする。

#### (5) 試料の運搬

試料は、クーラーボックス等に入れ氷冷し、破損防止の措置を施して運搬する。ただし、検査機関までの搬入時間は、最初の試料採水後、告示法で 12 時間以内に試験開始とされた検査が実施可能な時間内とする。（水道原水及び環境水の検体については、この限りではない）

### 2 臨時の水質検査及び水質検査請求による水質検査

#### (1) 検査項目及び検査頻度

検査を行う項目については、甲乙協議のうえ決定する。

#### (2) 試料容器の準備

ア 乙は、必要な検査項目に対し、採水容器を用意する。

イ 採水容器の洗浄については、乙の責任において充分に行う。

#### (3) 試料の運搬

試料はクーラーボックス等に入れ氷冷し、破損防止の措置を施して運搬する。

## 第 4 (検査方法)

### 1 水質検査等

#### (1) 検査方法

各検査については、以下の方法とする。

ア 水質基準項目：平成 15 年 7 月 22 日付厚生労働省告示第 261 号（最終改正令和 8 年 1 月 28 日環境省告示第 5 号）

イ 水質管理目標設定項目：平成 15 年 10 月 10 日付健水発第 1010001 号（最終改正令和 8 年 1 月 28 日国水水第 347 号及び環水大管発第 2601285 号）

ウ クリプトスポリジウム及びジアルジア：平成 19 年 3 月 30 日付健水発第 0330006 号（最終改正令和 5 年 3 月 31 日薬生水発 0331 第 12 号）

エ 指標菌：平成 19 年 3 月 30 日付健水発第 0330006 号（最終改正令和 5 年 3 月 31 日薬生水発 0331 第 12 号）

なお、今後、法改正があった場合は、その最新の方法に従うこと。

#### (2) 数値の取扱い

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」厚生労働省水道課長通知 平成 15 年 10 月 10 日付健水発第 1010001 号（最終改正令和 8 年 1 月 28 日国水水第 347 号及び環水大管発第 2601285 号）に基づき実施する。なお、法改正があった場合には、その最新の方法に従うこと。

#### (3) 検量線

ア 定量検量線を作成する場合には、告示法 00 に示す濃度範囲内で 4 段階以上に調製した濃度既知の溶液を用いることとする。

イ オートサンプラーによる多検体測定時において、10 試料ごと及び最後の試料の後に精度確認用試料（告示法に示す濃度範囲の中央値付近以下の検量線作成に用いた濃度既知の溶液）を測定し、設定値との誤差率が原則として、 $\pm 10\%$ （無機物）又は $\pm 20\%$ （有機物）以内であることが確認されたものを測定結果として採用する。なお、誤差率がこの範囲に該当しない場合は、是正措置を講じた上ですべての試料を再測定し、精度確認用試料が範囲内に収まるまで是正措置を繰り返すこと。

ウ 空試験について、告示法に示された項目について実施すること。空試験の結果が、検量線の濃度範囲の下限値以上の場合には、是正措置を講じた上で当該下限値を下回るまで操作を繰り返すこと。

#### (4) 速報値の報告

ア 浄水及び原水の基準項目の水質検査結果については、1 週間以内に実施した項目について書面又はメール等で一次報告を行うこと。

イ 水質検査結果が水質基準値を超えた場合、又は原水・浄水ともに前回調査時よりも著しく変化した場合は、直ちに甲に連絡すること。

#### (5) 再検査

甲は、水質検査結果等に疑義が生じた場合は、再検査を指示することができるものとする。この場合の費用は、甲乙協議のうえ決定する。

#### (6) 器具類

水質検査に使用する器具類は、検査に影響を与えないよう十分に洗浄したうえで使用する。

#### (7) 報告書の作成

ア 検査依頼日より 3 週間以内に報告書を提出すること。（各日数は、休日を含める）

イ 報告書には検査結果、水質基準値、定量下限値及び検査方法を記載する。

ウ 検査結果以外にも、甲が指示した場合には、分析日時及び分析を実施した検査員を示した資料、分析条件、検量線（相関係数も含む）、クロマトグ

ラム並びに濃度計算書等を添付する。

## 2 検査結果の信頼性確保

乙は、次の各項目に留意して検査結果の信頼性確保に努め、甲の要請に応じてその記録を速やかに提出する。

### (1) 検査体制の整備

水質検査結果は、検査責任者等によるチェックを行い、記録する。

### (2) 作業記録

ア 乙は、実際の作業においても、標準作業手順書に沿った記録を行う。

イ 乙は、日々実施した業務を作業日報として記録する。

### (3) 機器の整備

乙は、分析に使用する器具、機械及び装置について、その使用に支障がないように整備し、記録する。また、常に適正な分析値が得られるよう、機器の自主点検を徹底するとともに、必要な定期点検を遅滞なく受け、記録する。

### (4) 内部精度管理の実施

委託期間中に1回以上、基準52項目全て（一般細菌・大腸菌・蒸発残留物・味・臭気は省略可能）及び検査担当者が変更することを実施し、内部精度管理（CV値、n=5以上）の状況を書面により報告すること。

### (5) 検査試料の保存及び廃棄

検査試料の保存期間は、その期間の短縮について甲の指示又は了解があった場合を除いて、試料の採水日から1ヶ月間（土曜日、日曜日、祝祭日を含む。）とし、廃棄日を記録する。

保存期間終了後の検査試料は、関係法令を遵守して乙が廃棄する。

### (6) 検査結果算出過程に作成した資料の保存等

検査結果を得るための記録類は、その保存期間の短縮について甲の指示及び了解があった場合を除き、5年間保存とする。

### (7) 精度管理状況の報告

委託期間中に1回以上、基準項目について、内部精度管理実施の結果を書面により報告すること。また、環境省が実施する「水道水質検査精度管理のための統一試料調査」及びその他の団体が実施する外部精度管理の結果についてもその都度、書面により報告すること。

### (8) 乙への立入調査

上記(1)～(7)の事項及び設備状況等について確認するため、甲は、随時に乙への立入調査を実施できるものとする。

## 第5（再検査、緊急時及び追加の検査時の対応）

報告期限前でも、検査時に異常値（基準超過値等）が発生した場合は、直ちに甲に連絡し、協議を行うこと。

また、水質事故及び甲の検査機器の故障により緊急の水質検査が必要となっ

た場合及び追加の検査が必要となった場合、甲の求めに応じて、直ちに検査体制を確保すること。

再検査、緊急時及び追加の検査時の検査費用について、別紙 1 記載の項目の場合は、入札時に入札書と併せて提出する「入札価格内訳表」、単項目の場合は、契約時に提出する「項目単価料金表」に従う。それ以外の場合は、別途見積書を提出すること。契約については、別途甲、乙協議を行うこと。その他、不明な点は甲、乙協議を行う。

## 第 6 (提出書類)

### 1 契約時

- (1) 緊急時の連絡先及び検査体制表、検体運搬経路図、定量下限値一覧表、検査方法一覧表
- (2) 「水質基準 52 項目」についての項目単価料金表

### 2 検査終了時

- (1) 水質検査結果書 (検査終了の都度)
- (2) 水質検査業務報告書 (様式 1) 及び検査件数集計表 (様式 1 別紙) (毎月ごと)

## 令和8年度 水質検査委託検体数及び採水日程

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
基準項目浄水(52項目)(別紙2-1)			1					1			1		3
基準項目原水(40項目)(別紙2-1)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
PFOS及びPFOA(浄水)	6		6		6		6		6		6		36
PFOS及びPFOA(原水)	2		2		2		2		2		2		12
管理目標設定項目浄水(7項目)(別紙2-2)					1								1
管理目標設定項目原水(5項目)(別紙2-2)					1								1
管理目標設定項目農薬類(115項目) (別紙2-3、2-4)					2								2
クリプトスポリジウム・ジアルジア	2			2			2			2			8
大腸菌(定量)・嫌気性芽胞菌	2			2			2			2			8

※天候その他により、採水または水質検査が速やかに実施出来ない事情がある場合には、採水日程を変更することがある。

番号	項目	基準項目浄水 (52項目)	基準項目原水 (40項目)
1	一般細菌	○	○
2	大腸菌	○	○
3	カドミウム及びその化合物	○	○
4	水銀及びその化合物	○	○
5	セレン及びその化合物	○	○
6	鉛及びその化合物	○	○
7	ヒ素及びその化合物	○	○
8	六価クロム化合物	○	○
9	亜硝酸態窒素	○	○
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○	○
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○
12	フッ素及びその化合物	○	○
13	ホウ素及びその化合物	○	○
14	四塩化炭素	○	○
15	1,4-ジオキサン	○	○
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	○
17	ジクロロメタン	○	○
18	テトラクロロエチレン	○	○
19	トリクロロエチレン	○	○
20	ペンタフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペンタフルオロオクタン酸(PFOA)	○	○
21	ベンゼン	○	
22	塩素酸	○	
23	クロロ酢酸	○	
24	クロロホルム	○	
25	ジクロロ酢酸	○	
26	ジブロモクロロメタン	○	
27	臭素酸	○	
28	総トリハロメタン	○	
29	トリクロロ酢酸	○	
30	ブロモジクロロメタン	○	
31	ブロモホルム	○	
32	ホルムアルデヒド	○	
33	亜鉛及びその化合物	○	○
34	アルミニウム及びその化合物	○	○
35	鉄及びその化合物	○	○
36	銅及びその化合物	○	○
37	ナトリウム及びその化合物	○	○
38	マンガン及びその化合物	○	○
39	塩化物イオン	○	○
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	○
41	蒸発残留物	○	○
42	陰イオン界面活性剤	○	○
43	シエオスミン	○	○
44	2-メチルイソホルネオール	○	○
45	非イオン界面活性剤	○	○
46	フェノール類	○	○
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○
48	pH値	○	○
49	味	○	○
50	臭気	○	○
51	色度	○	○
52	濁度	○	○
	項目数	52	40
	年間検体数	3	12

番号	項目	浄水7項目	原水5項目
1	アンチモン及びその化合物		
2	ウラン及びその化合物		
3	ニッケル及びその化合物		
5	1,2-ジクロロエタン		
8	トルエン		
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	○	○
10	亜塩素酸		
12	二酸化塩素		
13	ジクロロアセトニトリル	○	
14	抱水クロラール	○	
15	農薬類	※	※
16	残留塩素		
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		
18	マンガン及びその化合物		
19	遊離炭酸	○	○
20	1,1,1-トリクロロエタン		
21	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)		
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	○	○
23	臭気強度(TON)	○	○
24	蒸発残留物		
25	濁度		
26	pH値		
27	腐食性(ランゲリア指数)		
28	従属栄養細菌	○	○
29	1,1-ジクロロエチレン		
30	アルミニウム及びその化合物		
	項目数	7	5
	年間検体数	1	1

※農薬類については、別紙2-3及び2-4を参照

番号	項目	農薬類 浄水・原水	番号	項目	農薬類 浄水・原水
1	1, 3-ジクロロプロペン(D-D) 注1)	○	46	ジスルホトン(エチルチオメトン)	○
2	2, 2-DPA(ダラボン)	○	47	ジチオカルバメート系農薬 注7)	○
3	2, 4-D(2, 4-PA)	○	48	ジチオピル	○
4	EPN 注2)	○	49	シハロホップブチル	○
5	MCPA	○	50	シマジン(CAT)	○
6	アシュラム	○	51	ジメタメトリン	○
7	アセフェート	○	52	ジメトエート	○
8	アトラジン	○	53	シメトリン	○
9	アニロホス	○	54	ダイアジノン 注2)	○
10	アミトラズ	○	55	ダイムロン	○
11	アラクロール	○	56	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート 注8)	○
12	イソキサチオン 注2)	○	57	チアジニル	○
13	イソフェンホス 注2)	○	58	チウラム	○
14	イソプロカルブ(MIPC)	○	59	チオジカルブ	○
15	イソプロチオラン(IPT)	○	60	チオファネートメチル	○
16	イプフェンカルバゾン	○	61	チオベンカルブ	○
17	イプロベンホス(IBP)	○	62	テフリルトリオン	○
18	イミノクタジン	○	63	テルブカルブ(MBPMC)	○
19	インダノファン	○	64	トリクロピル	○
20	エスプロカルブ	○	65	トリクロルホン(DEP)	○
21	エトフェンプロックス	○	66	トリシクラゾール	○
22	エンドスルファン(ベンゾエピン) 注3)	○	67	トリフルラリン	○
23	オキサジクロメホン	○	68	ナプロパミド	○
24	オキシシン銅(有機銅)	○	69	パラコート	○
25	オリサストロビン 注11)	○	70	ピペロホス	○
26	カズサホス	○	71	ピラクロニル	○
27	カフェンストロール	○	72	ピラゾキシフェン	○
28	カルタップ 注4)	○	73	ピラゾリネート(ピラズレート)	○
29	カルバリル(NAC)	○	74	ピリダフェンチオン	○
30	カルボフラン	○	75	ピリプチカルブ	○
31	キノクラミン(ACN)	○	76	ピロキロン	○
32	キャプタン	○	77	フィプロニル	○
33	クミルロン	○	78	フェントロチオン(MEP) 注2)	○
34	グリホサート 注3)	○	79	フェノブカルブ(BPMC)	○
35	グルホシネート	○	80	フェリムゾン	○
36	クロメプロップ	○	81	フェンチオン(MPP) 注9)	○
37	クロルニトロフェン(CNP) 注6)	○	82	フェントエート(PAP)	○
38	クロルピリホス 注2)	○	83	フェントラザミド	○
39	クロロタロニル(TPN)	○	84	フサライド	○
40	シアナジン	○	85	ブタクロール	○
41	シアノホス(CYAP)	○	86	ブタミホス 注2)	○
42	ジウロン(DCMU)	○	87	ブプロフェジン	○
43	ジクロベニル(DBN)	○	88	フルアジナム	○
44	ジクロルボス(DDVP)	○	89	プレチラクロール	○
45	ジクワット	○	90	プロシミドン	○

番号	項目	農薬類 浄水・原水
91	プロチオホス 注2)	○
92	プロピコナゾール	○
93	プロピザミド	○
94	プロベナゾール	○
95	プロモブチド	○
96	ペノミル 注10)	○
97	ベンシクロン	○
98	ベンゾピシクロン	○
99	ベンゾフェナップ	○
100	ベンタゾン	○
101	ペンディメタリン	○
102	ベンフラカルブ	○
103	ベンフルラリン(ベスロジン)	○
104	ベンフレセート	○
105	ホスチアゼート	○
106	マラチオン(マラソン) 注2)	○
107	メコプロップ(MCPP)	○
108	メソミル	○
109	メタラキシル	○
110	メチダチオン(DMTP) 注2)	○
111	メミノストロビン	○
112	メトリブジン	○
113	メフェナセツト	○
114	メプロニル	○
115	モリネート	○
	項目数	115
	年間検体数	2

注1) 異性体であるシス-1,3-ジクロロプロペン及びトランス-1,3-ジクロロプロペンの濃度を合計して算出する。

注2) それぞれのオキシソンの濃度も測定し、それぞれの原体の濃度とオキシソンの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出する。

注3) 異性体及び代謝物も測定し、その濃度を原体に換算した濃度を合計して算出する。

注4) ネライストキシンとして測定し、カルタップに換算して算出する。

注5) 代謝物であるアミノメチルリン酸(AMPA)も測定し、原体の濃度とアミノメチルリン酸(AMPA)を原体に換算した濃度を合計して算出する。

注6) アミノ体の濃度も測定し、原体の濃度とアミノ体の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出する。

注7) ジネブ、ジラム、チウラム、プロピネブ、ポリカーバメート、マンゼブ(マンコゼブ)及びマンネブの濃度を二硫化炭素に換算して合計して算出する。

注8) メチルイソチオシアネートとして測定する。

注9) 酸化物であるMPPスルホキシド、MPPスルホン、MPPオキシソ、MPPオキシソスルホキシド及びMPPオキシソスルホンの濃度も測定し、フェンチオン(MPP)の原体の濃度と、その酸化物それぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出する。

注10) メチル-2-ベンツイミダゾールカルバメート(MBC)として測定し、ペノミルに換算して算出する。

注11) 代謝物である(5Z)-オリサストロビンも測定し、その濃度を原体に換算し、原体の濃度と合計して算出する。

※検出指標値は検出値と目標値の比で表す。ただし、検出値が定量下限値を下回った場合は「0」とする。

## 水 質 検 査 業 務 報 告 書 ( 月分)

- 1 委託業務の名称 令和8年度 大井川広域水道用水供給事業  
水質検査業務委託
- 2 委託箇所 島田市相賀地内
- 3 業務委託料 ¥ \_\_\_\_\_  
(うち 月分) ¥ \_\_\_\_\_ (うち消費税及び地方消費税額)
- 4 契約年月日 令和 年 月 日
- 5 履行期間 着手 令和 年 月 日  
完了 令和 年 月 日
- 6 完了年月日 令和 年 月 日 ( 月分)

上記のとおり完了したので、届け出ます。(詳細な検査件数は様式1別紙参照)

令和 年 月 日

静岡県大井川広域水道企業団  
発注者 (企業長名) 様

住 所  
受注者 商号又は名称  
氏 名

印

